

# 旧隣保館の地域外出身の指定管理者による〈隣保事業的实践〉と同和地区

## —京都市の事例から—

関西学院大学大学院 中川理季

### 1 目的

本報告の目的は、旧隣保館へ指定管理者として入ってきた地域外団体が同和地区に与えているインパクトの一端を明らかにすることである。

京都市の隣保館は、2002年の同和地区に対する特別法の失効と同時に「コミュニティセンター」へと転用され、さらに2011年には「いきいき市民活動センター」（以下、市民活動センター）へと転用された。コミュニティセンターへの転用における変化は利用対象者の拡大がメインであり、隣保事業も継続されたことからその変化はそれほど大きなものではなかったが、市民活動センターへの転用においては劇的な変化が起こった。1つは隣保事業の廃止であり、もう1つは指定管理者制度の導入である。その導入によって、それまでのように自治体が管理することはなくなり、民間の団体が管理を行うようになるとともに、その団体は市民活動センターが立地する地域の団体とは限らないため、地域住民とは考え方・価値観などを異にする集団が入ってくるようになった。

さらに同和地区にとって、それまでと違い、他者との接触の仕方も特異なものとなった。それは、地区が望むと望まざるとにかかわらず、地域外団体が指定管理者として市民社会から正統性を付与されて入ってくることが、その接触を強制的・受動的なものにするからである。以上の状況から、地域外団体と同和地区、そして部落差別・部落問題との関係を問う意義が導かれる。

### 2 方法

市民活動支援を行う市民活動センターは市内に13センターあり、その内、地域外団体が管理しているなおかつ地域との接触度合いが高いと考えられる地区から調査を始めており、本報告では市民活動センターの管理者が同一であるS地区とL地区の状況について報告する。

地区のいくつかの主体を抽出し、その主体と団体の生活世界を明らかにするためにインタビュー調査を行い、それぞれの生活世界から地域外団体の同和地区に対する実践がどのような影響を地域に与えているかについて分析を進めてきた。

### 3 結果

S地区では、指定管理者が支援する中で設立された自治会（住民）と管理者が入る前から活動していたまちづくり組織（部落解放運動家集団）という地区の代表的な主体に調査した。その結果、管理者が行っている住民への市民活動支援が性質的に隣保事業に近いこと（＝〈隣保事業的实践〉）、また支援された住民（自治会）がさらに別の住民を支援する流れ（〈隣保事業的实践〉の連鎖）が生まれていることが明らかになった。地域とは異なる視点から行う地域に適応しようとした実践が、地区が必要としている行為を示唆することになり、隣保事業を廃止した京都市の政策批判を促す現実があらわれてきた。L地区でも、同様の様相が浮かんでいる。

### 4 結論

〈隣保事業的实践〉とその連鎖のように、地域とは異なる視点により生まれた実践が、同和地区に潜在している問題をあぶり出す作用を看取してきた。同和地区への地域外団体の接触は、地区・行政とは異なる実践によってそれまでの地区の・地区への実践について相対化を促し、同和地区の改善、部落差別の解消へのこれまでの営みを内省する契機を有しているといえるだろう。